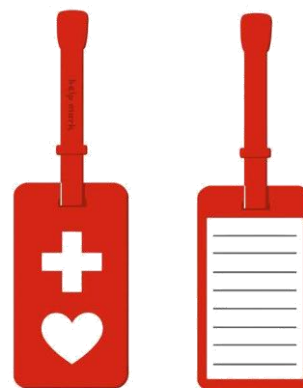


安心できる生活のための制度

ヘルプマーク・カード配布

「ヘルプマーク」は、外出時に身につけることで、援助や配慮を求めていることを知らせるものです。内部障がいや難病などの人は疲れやすかったり、同じ姿勢を保つことが困難だったりする場合がありますが、そうした事情は周囲の人には分からないことから、「ヘルプマーク」により周囲に知らせます。障がいのある方に限らず、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とされている方であればどなたでも使えます。「ヘルプカード」は、内部障がいや難病などの支援や援助を必要としている人が、必要な支援の内容や緊急連絡先をあらかじめ記載し、外出先で提示することで、周囲に自身の障がいなどの特性への理解や支援を求めるためのものです。



お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

日常生活自立支援事業

認知症高齢者および知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が地域において安心して自立した生活が送られるよう、利用者との契約に基づき行われるサービスや援助等があります。詳しい内容については、お問い合わせください。

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的金銭管理サービス
- 通帳等書類の預かりサービス
- 定期的訪問による状態把握

お問い合わせ

新十津川町社会福祉協議会（改善センターみらいえ内） ☎ 76-2600

成年後見制度

成年後見制度は、意思・判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方の財産管理や契約の補助、代理などをし、安心して生活ができるよう支援する制度です。

- 任意後見制度
自らの判断能力が十分うちに将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人を選び契約を結びます。



- 法定後見制度
本人の判断能力がすでに不十分な場合、家庭裁判所の審判により、後見人を選んでもらいます。手続きは原則的に本人、配偶者、4親等内の親族が行います。判断能力の程度に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つに分けられます。
- 成年後見制度利用支援事業
町内に住所を有し、家庭裁判所により後見人等が選任された方のうち、生活保護を受けている方や、住民税が非課税で、後見人等に対する報酬の支払いが困難な状況にある方に対する助成制度があります。詳しくは役場保健福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

あんしんサポートセンター

新十津川町社会福祉協議会が設置する機関で、生活に関する困りごとの相談を受けたり、成年後見制度の普及啓発や法人後見の受任を行います。お気軽にご相談ください。

- 相談時間 月～金曜日 8:45～17:30（土日祝日、年末年始を除く。）
- 対象 どなたでも
- 相談費用 無料

お問い合わせ

あんしんサポートセンター（改善センターみらいえ1F）

※ 新十津川町の成年後見制度の中核機関を担っています

☎ 74-7635